



住宅金融支援機構
Japan Housing Finance Agency

(旧「住宅金融公庫」)

住宅再建相談会

のお知らせです

住宅金融支援機構では、東日本大震災からの復興を支援させていただくため、災害復興住宅融資（公的住宅ローン）の相談会を実施します。また、福島県居住支援協議会の担当者（一級建築士）が、県の助成制度や工事契約前・施工中の留意点に関するご相談にお応えします。お気軽にお越しください。

災害復興住宅融資をお申込みいただける方についての詳細は、裏面をご覧ください。

既にお住まいの予定が決まっている方のお手元に届きました際には、何卒ご容赦ください。

令和元年

11 / 8 (金) ・ 11 / 9 (土)

13:30 ~ 18:30

10:00 ~ 16:00

いわき市生涯学習プラザ 小会議室

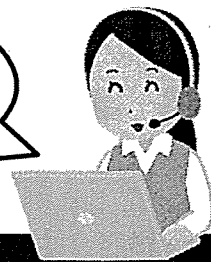
いわき市平字一丁目1番地ティーワンビル5階
(交通案内は裏面をご覧ください)



事前予約

相談無料

相談会参加の有無にかかわらず、お気軽にお問合せください。



相談会の予約申込先
災害復興住宅融資の
お問合せ先

お客さまコールセンター
(災害専用ダイヤル)

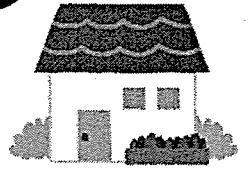


0120-086-353

- 通話料無料
- 土日も営業
(祝日、年末年始を除く)
9:00~17:00受付

※ご利用いただけない場合は、<TEL:048-615-0420>におかけください(通話料金ががかかります。)

住宅金融支援機構は、被災された方の住宅再建を引き続き支援します



東日本大震災により被災された皆さまに、心からお見舞い申し上げます。
住宅金融支援機構では、災害からの住宅復興を支援させていただくため、
災害復興住宅融資の受付を行っておりますので、お気軽にお問い合わせください。

～お申込みいただける方～

- 東日本大震災により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「り災証明書」を交付されている方が対象です。
- 原子力災害による避難指示・解除区域(※)内に平成23年3月11日時点(被災時)でお住まいになっていた方が、避難指示・解除区域内の住宅に代わる住宅を建設または購入される場合は、り災住宅の被害程度が記載された「り災証明書」が交付されていないときでも、避難指示・解除区域内にお住まいになっていたことが確認できれば、ご利用いただける場合があります。
- なお、避難指示解除の後に「被災時の居住地と異なる市町村内で、住宅を建設または購入する場合は」「り災証明書」が必要になるなど、取扱いが異なります。詳しくは、機構お客さまコールセンター（災害専用ダイヤル）又は機構ホームページでご確認ください。

(※)「避難指示・解除区域」とは福島復興再生特別措置法第27条に規定する避難指示・解除区域をいいます。

交通案内

◆アクセス

【車】常磐自動車道

いわき中央I.Cから
約6キロ、車で約12分

【JR】JR常磐線いわき駅下車
徒歩15分

◆駐車場

有料立体駐車場併設

